報道資料

所有者不存在空家等の購入希望者の募集について
～財産管理人制度活用による所有者不存在空家等の流通促進～

令和５年３月１３日
京　丹　後　市　役　所

このたび、財産管理人制度を活用した空家等流通促進について、今年度の利活用(購入)希望者の募集を開始しましたので、お知らせします。

１　目的

相続権者が不存在の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成２６年法律第１２７号)に基づく助言・指導、勧告及び命令を通知する者がいない状態であることから、所有者等による適切な管理を求めることができず、利活用されないまま長期間放置され老朽が進む傾向にあります。

そのため、民法(明治２９年法律第８９号)に基づく財産管理人制度を活用し、新たな空家等の所有者を見つけ、空家等の流通を促進するものです。

２　募集期間

令和５年３月１５日(水)～令和５年５月１５日(月)

３　対象空家等

建物

【所在地】　京丹後市峰山町菅地内
【用途】　居宅
【構造】　木造平屋建
【床面積】　４７．４３㎡

土地

【地目】　宅地
【面積】　１６５．２８㎡

４　その他

詳細は、市ホームページをご確認ください（3 月 15 日公開）

https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kensetsu/toshikeikaku/5/3/18305.html

お問い合わせ先
京丹後市建設部都市計画・建築住宅課
（電話 0772-69-0530　　FAX0772-72-5421）